平成２３年（フ）第４４号
大分県宇佐市大字辛島320番地
債務者　今長久美子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第８３３号
東京都日野市多摩平６丁目40番地の18小池ハイツ201
債務者　中村誠治郎
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８６０号
東京都八王子市南大沢４丁目15番地４―101
債務者　藤沼　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山352番地細渕サニーハイツ201号
債務者　笹原　真二
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９３８号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地４―301
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７３号
東京都町田市成瀬4930番地１コーポヒロセ202
債務者　高橋　一枝
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８２号
東京都八王子市狭間町1886番地カランドリエ狭間201号
債務者　三浦　眞人
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７号
石川県能美市粟生町ハ10番地５
債務者　岩間　一孝
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５０号
熊本県球磨郡錦町大字西1761番地
債務者　山本　泰宏
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１１３７５号
東京都台東区西浅草１丁目６―５―203
債務者　鈴木　和枝
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４０２号
千葉県我孫子市下ケ戸464―１―102
債務者　高橋　顕史
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４７７号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町８丁目44―28―202
債務者　穐吉　　恵（旧姓深見）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９８号
埼玉県所沢市上山口1860―４カンタービレ102号、住民票上の住所東京都府中市押立町４丁目23番地の31
債務者　五十嵐靖子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９３９号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地21棟101号
債務者　大鶴　典子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４４号
青森県上北郡七戸町字向中野川向124番地５
債務者　髙松　幸蔵
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係